

1. 対応方針別表1の該当部分

| | |
|------------|--|
| 番号 | 1304.1305 |
| 事項名 | 再生利用認定制度の対象品目の基準の特例 |
| 規制の特例措置の概要 | 廃木材については、従来、保管状況によって多湿な環境では腐敗することで生活環境への影響が懸念されることとして、現行の再生利用認定制度の対象にしていなかったところであるが、適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の基準の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。 |

2. 基本方針別表1に記載する内容

| | |
|---------------------|--|
| 特定事業の名称 | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 |
| 措置区分 | 告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(環境大臣が定める産業廃棄物) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>① ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの</p> <p>③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>② 廃プラスチック類</p> <p>③ 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2) 環境大臣が定める産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>② 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。)</p> <p>③ 廃プラスチック類</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。</p> <p>(1) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第260号) 廃ゴムタイヤの再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成11年厚生省告示第208号) 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号) 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号) 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p> |
| <p>特例措置の内容</p> | <p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合 (2) 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合</p> <p>3. 2. に定めるもののほか、適切な除湿の措置を講じた上で容易に腐敗しない特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)として、特例の対象となるものは廃木材を製鉄原料として利用する場合とする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> |
| <p>同意の要件</p> | <p>特になし</p> |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p> |